

「問題でありまして、すぐ行ったから  
すぐこれによって、すぐこの効果があつ  
たというふうには顕著に現われるとい  
うことは、これは誰かが研修に行つて  
もあつたし、問題でありまして、そこら  
辺は積み上げによりましてで可なり、ゆ  
ゆる関連する業務を色々やりまして、  
そして関連づけて、一緒になつて、統一  
的な企画でして、やう人と一方の改  
善が一方の又不改善に「ゆゆる予  
利不便」といふことが、そういう障害が  
又、なまにしろあつてありますので、  
そういう面は十分総合的な検討を  
しなけりやうか」といふことになりま  
す。今回の派遣するものもそういう面に  
留意して、やりましたと考へてあります。

# 11 番

勿論一日瞭然行つて来て研修し  
たからすぐ効果が現われる人だとい  
うようなことにはならぬかも知れませ  
んけれども、これはその研修費を使つ  
て、研修するからには、やはりそれなり  
の効果が具体的にある程度現われ  
ぬ限り、それは市民に於いても理  
解しなうかであります。そこで私が  
申し上げたいのは、研修することと非  
常に結構なことではあります。しかし  
ながら、前もって、計画をどうする形



で立てて、その研究をすることが  
 ようで、こういう部分が今後改善  
 していったと、或いはその分野を何  
 とか、本土の進んだところの市政にな  
 らうというふうなことができぬ。  
 ある程度までに計画案なるものがあ  
 るべきであるというふうなことであり  
 ます。そこでその同一したものは、通常  
 対策研究の場合、これは先程の説明  
 によると市単独であるということ  
 でありますので、一体これについて、すぐ  
 予算が成立する訳でありますか。この  
 研究計画、視察地、研究項目  
 例などは、通常対策ならばどういうた  
 ゅうなものを具体的にやるんだとい  
 ったような計画案が立てられるかど  
 うか。

助 役

これは予算が成立したとすると、できぬ  
 ということを先ずてかかれたと考えて  
 あります。

11 番

いつごろまでにそれは。

助 役

これは、少なくとも8月頃までには、成  
 案を、1たりというふうな考えであります。



11 番

現在のところ重実的にどの分野だ  
と「うふうな」ことは、まだまとまって「な  
」誤ですわ。

助 役

「や、結局、どこの市に行く、誰をや  
と「うと」ころかできて「な」と「うと」こと  
ありまして、いわゆる市町村のやるべき  
業務について、本土にあるか、現在沖  
縄にないものであろうか、そう「うと」の  
ためにより「うと」ことは、決まって「う  
」誤です。考え方は、

11 番

そうすると、具体的にどの「うと」の  
本土にはあるか、沖縄にない「うと」た  
うな制度ですわ。そう「うと」たような  
ことは、まだ分けてない「誤」ですか。

助 役

大體はつかんでありますけれども、  
法的には、どう「うと」のがあるか、沖縄  
には、現在はいない「うと」というような  
ことは、大體は解ってありますけれども、  
その内容と「うと」は、解る人という誤  
です。



11 番

はい。いや、それと関連したことで、  
先程の伊保さんの質問では、はっきり  
理解できませんので、ウェブ  
の報告書、復帰対策の法外委員会  
のこの説明。

即 答

これはですね、

11 番

具体的にその対策、

即 答

この問題は、市にありましては、御承知  
のように附属機関が三つございまして、  
そして復帰対策を宜野湾市の認知  
を集めて、万全を期するためには、現在  
の附属機関を活用して、復帰対策  
にあたるべきであるか、或いは、その組  
織とは別に外の親契に立つて  
「わゆる新しい」委員会をつくりまして  
その復帰対策を進めるべきであるか  
ということについて、6月の5日に附  
属機関の全体会議をした訳であり  
ます。そこにありまして、附属機関と  
して活用することと結構であるんだが  
この場合は新しい親契に立つて、市  
民の各階層を網羅した組織に



17. 臨時対策を講ずるべきであらう  
 というふうな御意見がありましたた  
 めにその時点では、附属機関を利  
 用するというのが、当局案であつた訳  
 であります。そこでそういう附属機  
 関の皆さん方の御意見に従つて、それ  
 からこれは予算を計上した訳であり  
 ます。それでまだ6月5日でありまして  
 そう予算は今の時点では、具体的に何  
 々の内容についての具体案はまだ持  
 っておりません。これもそういう附属機  
 関の委員会に於ける委員の皆さん方の  
 考え方を反映させようとして、これから  
 委員会を組織して、また、この  
 予算の議会にも入り  
 ますし、そういう余裕がございませ  
 んで、具体的にまだ決まってお  
 りません。大体の経費は、大体この  
 あたり、想定して、運営できるん  
 じゃないかと、このように考え方を  
 して、何々の内容の、その具体的な  
 委員会の日数、委員会の構成等につ  
 いて、まだこれから計画したいと思  
 っております。

# 11 番

このたびの金額をはじき出すため  
 は、何かのポイントがあるはずであ  
 ります。



助 役

大体、3ドル計算しまして、これは総務課長に説明させます。

総務課長

まだ、これは具体的なあれじゃございませんけれども、総務課としての副業でござりますけれども、25名位のもの、臨時対策の委員を選任したとして、10回位開くと、これは1人当たり3ドルとして、それで750ドル、その130ドルは、そういう講演会とか、講習会、講師の謝礼金というふうな概算を取ってあります。

11 番

そうであるならば、そういう根拠に基づいて計算上にあるんじゃないですか。

総務課長

1か1まだ、これは委員を何名にするという点もまだ具体的な市としての案じゃございませんので、ただ総務課としての単なる試算でござりますので、具体的ないざござりますので、予算説明書には記載してござります。



11番

無第のヨマ。無計画のヨマ。大体この  
位"あれば"間に合うと思った。そう"  
ったような考え方で果して予算を計  
上して""どうか。私は当然事  
業計画に基いて。予算の裏付けがなさ  
れるべきである。そのように理解して  
ある。そのように教えるつもりだった。誤  
りがありますか。しかしながら皆さんと  
ては。せつは"あったからこの位"金が  
あれば。復帰対策の計画もこれによ  
って。生れるだろう。生じてやろうと"  
ったようなうぐはぐな主客転倒的  
な予算の計上することに対して。いさ  
さか疑惑を持ってあります。これにつ  
いては。市長としては。外のことをそう"  
考え方で""ですか。

市長

今度の場合は。時期的にも6月に  
入ってからこの問題は。附属機関で  
そう1万と。そう1万の"と  
"わけて1人で。特別で"ざ"ます。

11番

いや、ですか。しかし、我々はこれに対  
して。果して妥当であるか。果して復帰  
対策という大きな問題をかかえて"  
る。委員会が"ですか。これは。4.4.13



んどの活動でござるかどうが、その辺に  
ついて、我々としては、検討する訳であ  
ります。そうだと、議会からこれに基  
くところの資料を提出しなさいと、ど  
ういう計画に基いて、それを検討し  
たか、或いは、算定を以てあるのかどうか  
それを要求された場合は、皆さんと  
しては、答えるべきですか。

市長

あつしやう通り、今度の場合は特別  
でございまして、これが通りましたら  
は、十分の検討して、この法外委員会  
を十分の活用したもので、強固に  
万全を期したと思っております。

11番

私がこの場合は、通すために我々として  
は、一応検討する訳であります。しか  
しなからただ、880ドルという金は、根  
拠がある。しかも計画がある。具体  
的な資料もないという場合に、どう  
いうふうにして検討、妥当で  
あるかという線をおさるかどうが、そ  
の辺について、非常に迷う訳でありま  
す。そうだと十分なる審査をするた  
めに皆さんに対して、じゃ、一体この  
強固対策委員会、どういったよう  
な性格で、どのような年間活動をする



3のか。或いは何名で組織をするのか。その辺の十分な資料をみてもらうことと、いつた場合にも皆さんと17果しておせる態勢にありましか。現時点では、私は今のまでの合併からすると、そのような資料を要求すること自体が非常にヤバだということの恐ろしさを持っております。というは、はつきりした根拠のない「算定」の裏付けのないような基礎がないままにただ漠然として、この位「あれば、何とか、住民からより熱望されて」ところの復帰対策は形だけで整えられるんじゃないかと、そういうふうな容易な考え方が、ここに附記に私は理をわけて「人じゃないかと、

### 市長

おっしゃる通り執行部といたしましては、附属機関を最大にお集り願うまい。この問題に対処して「こう」と思っているまいが、附属機関の三委員をお集り願うまい。この問題を話し合「致しまして、是非とを新しく委員会をつくって、この重大な問題をのりきった方が」というふうな、附属機関の各委員の方々の指導がありまいたので、こういうふうな考えで「る。誤でござい、ます。 . . . . .



11 番

それは理由になりません。当然、予算に計上するからには、やはり議会が十分なる審議ができるような準備体制、資料に基づいて当然計上されるべきであります。しかしながら、今のようにこれ以上資料を求めると自体、時間的な問題もありますので、一応了解はします。しかしながら大きな問題であり重要な問題を研究する委員会ではございまして、一体その委員会の性格並びに運営する規定、或いはそれにその委員になるような陳容、或いは又委員会の年間活動計画、どういったようなものを後で請求したいと思っております。いつ頃、その準備ができますか。

市長

9月の定例会までには、これは是非ともつくりたいと思っております。

11 番

これは早急な問題でありまして、集中的に御検討をお願い致します。

5 番

予算と条例との関連についてお聞かせください。と思っております。ご教とご教の場



合に条例に抵触するような予算計上はなにかどうか。条例を改正しな  
 いままに予算に計上した費目はなにか  
 かどうか。これは提案17113の方がま  
 たお解りになるわけでは。私の方から  
 聞きたかと思えます。2款の諸手当  
 の中の予算説明書の26ページ、暴風  
 時勤務手当とございます。一番最  
 後にこれはどういうふうな性格の手当  
 か。時間外であるのか。深夜勤務手  
 当であるのか。休日休暇の手当である  
 のか。見だしてもございません。特殊勤  
 務手当の中に期末手当が入ってあ  
 りまして。どこからどこまでか。どういう  
 手当であるか。よく解らない。それで一  
 番最後の暴風時勤務手当と3の  
 はどういう性格のものでございます  
 か。又、条例にどこにございますか。3  
 款にもございます。必要性があるな  
 らば条例を改正して後の計上なるこ  
 ともかく。もし私の解釈が間違ってい  
 るならば。皆さんの方の一つ御説明を  
 聞きたかと思えます。

#### 厚生課長

お答えいたします。条例の24条、別  
 表の下から読みまして。5番目の意味  
 でござります。名称が暴風時に  
 これを適用する場合には暴風時に



出勤する」という意味で説明のようさ  
でござります。

5番

も1. そうであるならば、この条例を  
制定にちゃんと入るべきじゃな  
いのか。これは非常に中か広い人  
で。この項目は性格的に特殊勤  
務手当であるならば、それなり  
の条項を設けて予算に計上すべきであ  
ろう。どう解釈されますか。これは拡大  
解釈するならば、いかようにも解釈  
できます。

厚生課長

災害防除手当の意味でござります。

5番

そうであるならば、その見出しを変え  
るべきじゃないですか。予算説明書  
の費目は、どうお考えですか。災害と  
いうのは、非常に中か広い人です。  
そういう意味と解してよろしいですか。

総務課長

大変おそれりますか。予算説明書の  
間違でござります。災害防除手当  
の間違でござりますので、御訂正を  
願いました。と思っております。



5番

質問者も了解します。いや、3款の  
そういうことは、ございませうか。これは  
提案者の方がよく了解してござ  
います。

消防長

御説明申し上げます。3款の諸平  
当の中には、特殊勤務手当、時間  
外勤務手当、それから深夜勤務平  
当、休日買上げと、うふうに項目がご  
ざいます。特殊勤務手当、時間外  
勤務手当、これは条例にうたわれてい  
と、私は解してあります。尚、深夜勤務  
手当は、直野津市職員の給与に關す  
る条例、第14条の二項、これを適用し  
てやっております。尚、休日買上げに  
きましては、これは職員が休日は、一応  
休暇を享受するということで、基本的  
なものになっております。101消防職  
員の士場合は、24時間の隔日勤務  
で、この休暇に対する何等、何か  
ないというところで、これは一応、休日買  
上げではございませうが、実際の上は  
これは、時間外的な勤務体制であ  
るというところで、時間外勤務に相当  
する項目だと解してあります。



5番

私が所聞きしてありますのは、一番上の特殊勤務手当、消防吏員は皆さん方の改正も含めて19人しかありません。1かしたがる23名予算は計上してあります。されてある。

消防長

これは大変申し訳ないと思っておりますが、ポリストの段階で23名じゃなくて、19名になるべきだということに添えてあります。尚、金額につきましても、その方の計算が合っている人じゃないかと思っております。

5番

どうなっているんですか。どっすのミスですか。頭数のミスであるのか。どっちですか。

休日買上げが18人、期末手当が19人皆さん方の規則案件の改正から見るとは19になるなくすやさん。

消防長

現在、特殊勤務手当につきまして、これは、予算説明書の作成の段階でミスが生じたということに解してあります。これは23名とあるのは、19名に減らして、尚、1,932,000を4,915,960



フルとありまうか。これは、1932フルと  
ううを消すうか。ほんとうじやないかと。

春 5

ほんとういやな..かと、これは皆さん  
方が提案して..3人丁..

消防長

は、。どうも尚、それから休日買上げ  
これに18人とありますのは、これは隔  
日勤務者を引いた人数でございま  
す。、や、毎日勤務者、これを引いた  
人数であります。期末手当は、これは  
全体の17名と、うふうになつてあります。

5 番

総務課長はどつちですか。これは予算  
全般にくるゝが生じるもので、はつきり  
して下さう。

長課務課

どうも申し訳ございません。19名が  
1,596ドルが正しいうたでござります。

5番

予算総額はくるはございせんわ

總務課長

12. . . . .



議長

休憩 11時50分

再開 11時54分

1番

1 奥だけ 消防長に御説明を願  
「致します。復帰することによって、消  
防行政、これが業務の組織、これが  
どういう関係をもつか、と申しますのは  
復帰することによって、首長の指揮  
系統、命令系統、そういうことに変動  
があるかどうか、それとそのことが復  
帰前になされるということがあるのか、  
その二点です。そうした場合の  
人員、それから機材器具、そういう面  
にどのような変動があるか、その辺を大  
まかに説明を願います。

消防長

御説明申し上げます。第1奥の復  
帰、これは組織、或いは命令系統と  
これにどういった変動があるかというこ  
とでございしますが、これは元来、沖縄の  
消防組織、そのものを本土の組織を  
取り入れて、なされていくのが現状  
であります。ただ法の予備、そのものは  
本土と比べていくとあります。組  
織、そのもの、或いは又、命令系統、これ  
は、変りはないと見てあります。し。て。言



「ますと県」機構として、或いは現在琉球政府の機構としての組織そのものは、変ってく人いやなかろうかというふうに考えます。と「ますのは、現在琉球政府の中の主管消防に関する主管は、警察局保安課が握っております。そこで「わゆる我々の」指導管庁と「うことになつておりますが、これは、もともと沖縄の支助的な行政組織でございまして、本土と違つのは、その実のまいやなかろうかと考えます。本土では県の中に防災災害課或いは災害課、或いは消防課、名称はともかくとして、警察と分離した一つの課でもって行なわれております。これは、おそらく今年度の政府の機構改革案の中にもありにまけてありますので、もしこれが通りますと必然的に沖縄でも防災課になりますか、名称はともかくとして、警察から分離すると「うことは「えます。それから復帰になつた場合にどう「う種類の職務、或いは変動が出て来うかと「うことでございりますが、もともと消防法の第1条で「う目的そのものは何等変りはないと、ただこれを施行する、これを完全に実施するため、「わゆる業務の権限と「うそのか「く、うが変つて来う人、いやな「かと「う



ふうになります。といたしますのは、今現在本土であつて、本土の市町村の消防が所なつてゐる業務で沖縄でまだやつてない業務と申しますと簡単に申し上げますと、一つには、建築確認の同意権、それから救急業務の建築業務の関係、それから危険物の規制の関係、いわゆる許可認可、こゝう業務は全部消防に入つてゐるとこゝうふうになります。最後にどうこゝう整備、どうこゝう整備が必要かとこゝう最後の要員であつたかと思ひますが、何とこゝうも、こゝう業務が入りますとそれに要する人員、これは当然充足してゐるやうで、充分な業務運営は可能だとこゝうことがこゝうと思ひます。尚その業務に関して、或いは車輛の整備、現在ある車輛の整備など、或いは又新しく購入すべき車輛の購入など、その他の面では出て来ると思ひます。但し簡単に申し上げて、現在の業務内容の中でも車輛の整備の外は必要かとは思ひますが、尚一段とこれが入つて来ると非常に簡単ではござりますか、以上で終ります。

議長

休憩いたします。(午後一時)



議長

再肉いたします(正答の時々分)  
再い一般予算の質疑を許します。  
尚、4款の土木費とひきまして、12  
款の教育負担金以上の款を追  
加して質疑を許します。

20番

予算説明書の53ページ都市計  
画費の調査費の委託料、市道台  
帳作成及び遺地測量委託料の  
10,358ドルについて質問いたします。  
この財源の充ちは特定財源であ  
るか、一般財源からであるか、それと  
この委託料は業者に委託して、市道  
は市道に認定されただけか、それと  
も市道に認定されてない道路又は  
遺地の測量であるか、二点について  
御説明をお願いします。

総務課長

1点については、私の方から御説明申し  
上げます。1点については、特定財源では  
ございません、一般財源からござ  
います。

都市課長

お答えいたします。二点については、これは  
業者に対しての、発注でござります。



それから市道でない、そういう問題は市道かぎりの調査する訳でござります。

20番  
市道のことでね。

都計課長  
はい。

20番  
具体的にどういふふうな調査でござりますか。

都計課長  
これは、道路法による道路台帳でありまして、それに加えて道路敷地にかかると地、面積の測量でござります。

20番  
よろしくござります。次市長に尋ねます。宜野湾市内には終戦後米軍によって、移動を余儀なくされて、自然に市道に認定されておりましたが、まだ私有財産である個人所有の道路が沢山ござります。それについては、戦後の方まだ1セトの補償もされておらず、うけたまわっております。各地に散在してあります。



そういう問題は、将来社会問題にも  
なりかねないと思いますが、今迄市長  
はこの道路の補償について、政策的  
に又、政治的にどういうふうに対処  
していかれた積りであるか、又、琉球政  
府、本土政府との連絡、調整はど  
ういうふうになっておられますか、お答え願  
います。

### 市長

お答えいたします。おっしゃる通り  
宜野湾における市道は、25年前の  
戦争のために色々と形が変りまして、  
10人の土地が市道に認定されてい  
る誤りでござります。それで市といたしまして  
は、現年度の予算から市道の用地調  
査を行ってありますが、これは将来の  
用地調査が済んだら、道路台帳  
ができてまいりますし、そして10人、10人の  
各所有者の市道に潰れていく坪数  
がはっきり解る誤りでござります。それ  
がはっきりし台帳が完成いたします  
と、これは終戦処理として本土政府  
にこの資料を出して、この補償を  
願うためでござります。そのために  
現在、そういう各市町村におきまして  
も、まだまだ実際に市道台帳がで  
き上がっており、これは少ないと思っ  
ております。それで全琉におきましても、



これは一市町村だけでは、日本政府に  
要請はできないので、全琉の市町村  
がなるべく早くこの各市町村の道路  
台帳を整備するようというふうにな  
ってあります。各市町村におきま  
しても貧困な財政の状況は、皆さ  
方も御承知と思っております。特に市単  
独にても、これを早く台帳を整備し  
て、我々としては準備しておきたいと  
いう意味で、今年次計画を立てて、この  
準備をしてある訳でございます。その  
あかつきにこの問題は、当然補償  
されるものと考えてあります。

#### 20番

これは、全琉の市町村会では、早急に  
整備して、本土政府へ補償の要請を  
するという話でございますが、時期的  
に全琉に統一したこの道路の台帳  
の整備は、何時頃というふうに市町  
村会では、申し合わされてあります。

#### 市長

この問題におきまして、市町村  
におきましては、市町村の財政で  
きない所もあります。この問題も一  
応は、何時ということに対しては、はつ  
きり答えては出しておりません。



20 番

宜野湾市長としては、復帰前に要請した「お祝い」でございませうか。復帰後に要請した「お祝い」でございませうか。

市長

これを完全に市道の調査が終るのは、4~5年ばかりかよる人じやないかと思ひますんで、以後に1かできなると思つております。

20番

解りました。以上です。

8 番

今ののと関連して、質疑したかと思  
います。確か70年度にも台帳調査  
の予算が計上されております。70年度  
にありましては、どの程度進んでおりま  
すか。

都計課長

ちょっと今覚えが"ありません"で、ちょっと時間下さ"いませんか。

8番

これは、委託料でいいか、忘れてゐる人  
でいいか。 . . . . .



都計課長

はい、

8番

では、後でお願いたします。次消防関係について、燃料費の問題でございしますが、こんど新しい指令車を買うような計画をなされておるようでございします。それで車の台数はふえるようでございしますが、しかし燃料費は例年より減っております。この見積りどういった状況でしておるか、過少見積りではないかどうか、そこを訂正で、その説明をお願いしたいと思っております。

消防長

お答え申し上げます。燃料費はございしますが、去年と比べて、多少減っております。尚、車輛新車購入によりまして、台数がふえるんじゃないかと、それには拘ります。燃料費が少なうということもございしますが、これは、今度購入したというふうにおおしております。車輛は、現在あります3-70車、これを廃車したという事でございしますので、台数には変動はなくなります。



8番

それで、例年と変らな」といふようは、

消防長

そうです。

8番

あと、又、食糧費の件について、食糧費の説明の中に普通一般職員との値段は、そのまゝ例年通りですが、来賓だけのものが上っております。これは、どういふわけですか。

消防長

これは別にこれはな」んですが、来賓と申しまして、警察関係の方々、これが主でござりますが、大体、去年あたり接待を見て見まして、その程度だったと、いうことでこれは計上しております。

8番

それは去年と比べてた場合相当物価も値上りして上っております。そのものを十分解りますが、同じ昼食代でありながら、職員の場合は、なかゆる全然、変って」な」。その辺りわけですか。何か特別に来賓の場合は多く出さなければ」かな」といふようは、



# 消防長

いや、そういうことと違うよ。やはりこれは、実際にやって見ないと、職員の場合には、昼食で普通、汁でその程度でございまして、来賓の場合は朝からこちらに見えにたりまして、それで行事が済んでそれから弁当とか、それでは困るということで、大体レストランあたりで接待してありますので、一応その差は出て来るとは、いえるというふうに考えます。

## 8番

はい、いいです。消防署の職員に於きましては、休日買上げというのを計上されておりますが、一般職員の年次有給休暇の余った分は、普通買上げそのものは、現在では行なわれてないですか。

## 市長

お答えいたします。退職の時だけ買上げされております。

## 8番

今後、その買上げの考え方、その辺もいあったらお答え願います。



市長  
現行法令上はできな...と思...ます。

21番

市道の台帳作成について、御説明願  
いた...と思...います。去った年度から市  
にありまして、市道の潰地調査実施  
が行なわれてきて、そこで発見して解  
つた...の問題でありますか。宜野湾  
市の市道の62～63年度に政府の地  
積測量によって、他人の所有権は全  
部失なわれてある状態になっておる可  
いので、その面の担当課の再測量の問題  
を申し入れられたが、どういった機関が  
これはやるべきか、その辺をその上司の  
方々とも検討なされて、回答して下さ  
いた...というのを申し上げた訳であり  
ますが、まず申し上げますと、この戦後  
の状態と申しますと、例えは軍用道  
路にいても他人の所有権は、はっきり明  
記されております。そこで又、要線図面  
となつておるが、終戦直後末端  
にあって、作成された図面自体は  
他人の所有は、そのまゝはっきりしてあり  
ますが、この政府の地積測量によつて  
すい、道路の図面として作成されてお  
る。又、地主として、今後の潰地の調  
査にあって、はっきり他人の土地の所有  
は、あると...つたふうな印、裏1か持てあり



ません。その調査の段階で各地域調べて、見ますと全地域そうだった戦後  
廃棄されてある道路にありましては、  
その地積測量によって、全地域が旧  
人の所有権は失われちゃったような状  
態であります。そこで、このミスで  
あれば、その時々に於いて、何とかできる  
んだが、全地域の問題であります  
で、これは再測量としなければならぬ。  
人いやるのかと云うたもうひとつは起って  
ありますか。どうしてこのことを取り上げて、  
政府にもどの機関がそれをやろべき  
か、どうしてを調査なされて、回答して  
もらいた。と云うことを担当課長にさ  
んにもお話しを申し上げた訳であり  
ますが、この問題又上司の話し合  
をなされたこともありますが、又検討  
なされたこともありますが、もうありま  
したら御説明をお願いします。

#### 議長

休憩いたします（正午12時25分）

再開いたします（午後12時27分）

#### 都市課長

お答えいたします。具体的にどうを  
つかみようかございせんが、それに  
関連した前にも、道路台帳作  
成の時、既に問題が起きておりました。



んで、多分、あの件だろうという事は  
今、私、解釈いたしますか、あの時々の  
場合は、公図にあってこの道路が  
違うという問題がございまして、です  
から今この話は多分あの件にやな  
いかと思えますか。

### 21 番

これはこの道路の台帳を作成する  
予算にも関連する。そのこれに関連  
する問題でありますので、そこでこの道  
路の地積測量によって道ができた  
問題を前に申し上げましたんですが、  
そのいきさつが、まだ解っておりません  
ので、どういう又、折衝をなされたか。

### 都計課長

まだそれに對しては、別に折衝という  
こともまだ「いつ」な「誤」です。まだ  
指令がこなかったから人ですから、そ  
れまでどういふということも又。

### 21 番

これは市内全体にまたがってあると  
思っておりますが、この地積測量の  
行政的、そういう指示で又、そうい  
った測量されたかと思えますか、ね。  
全市にまたがって、そういう測量を  
されてあるという事、聞かれていますか。



その辺の調査なされたことはありますか。

都計課長

別にそれに対してはございません。

二/番

この測量におきましては、どうして年次的に各路線の台帳作成なされるかと思っておりますが、そこでその路線直下のこの図面と、現時点の図面とは、検討なされて、そうだった実際の地積測量のミスであるのか、どうということであるのか、確認してもらうたい。そこで軍用道路においてもはっきり他人の道路に至っては、そういう件はあります。この地積測量によつて、戦後で済ました、道路自体が、全部その所有を失っている状態でありますので、その辺を調査なさつてもうようお願いたします。以上です。

五/番

二款について、お伺い致します。市当局が教育委員会への負担金を確定する場合に何等かの形で、教育委員会の方から要求があったと思っておりますけれども、現在我々が平許にあって、教育委員会の予算を十分検討して、上の負担額であるか。



どうか。

市長

一応教育委員会からは、総額のいく  
うを下さうとしように17. 出されてあ  
ります。委員会の予算案が当局に  
出されるのが、6月の8日でございませ  
う。時期的に十分検討するに  
できませんでいた。

5番

いや、その総額はいくらですか。要求  
額、これは我々は非常に審査の段階  
で難しくなります。教育委員会の負  
担金が適当な額かを解るにま  
まに一般会計に計上する、ということ  
になりますと、一律若教育委員会の  
負担額の適正額はどれから求め  
ていくのか、総額はいくらですか。

市長

~~31.2~~ 31.2.978- です。

5番

これは、皆さん方が教育委員会にこ  
れなうばよる11ととうお金です。教育  
委員会からの要求額はあいくらで  
か。という質問です。これは皆さん  
方がお決めになった額、これだけ上げ



てよろしいという額、教育委員会からは  
いくつ要求がありましたかと聞くと  
113 款です。

市長

ちょっと、端数は寛げておりませんか

5 番

総務課にちゃんと文書があると思  
います。文書がなまなまで検討で  
きなと思います。正式な相手は  
法人としての機関でござります。

総務課長

文書を見ればはっきり解りますけ  
れども、ちょっと端数を忘れましたが  
333,000 - いくらかでござります。

5 番

333,000 - その中味については、全然検  
討されてない款でござりますか。

総務課長

ただ、5月30日にそれだけ必要だか  
らと113 ことの意味でござりますて、中  
味は添付されてござりません。

5 番

何か、解はような。解る人ような。我々



かです。教育委員会の予算を審議  
する場合、市から出されたのが312,900  
というお金が、果して一般財源から  
これだけ流れた場合、教育の財政  
需要を十分賄えるかどうか、或  
は又、多いか少ないか、検討しなく  
ちゃいけません。皆さん方も333,000-  
は要求はあったけど、310,000-を上  
げるといふことは、それなりに教育費  
の中味も検討して、市の財政も検  
討して、これは正しいという結果が  
出なくちゃいかんと思うんです。1が1今の  
市長、総務課長の御説明を聞いて  
「まずと概算して総額に12、これだ  
けの要求があったと、いや市長の  
算定基礎は何から出されたか、  
312,900-というこの数字の算定基礎  
は、何に基いて出されたのか。

市長

お答えいたします。基準財政需要額  
に35,000を上積みした訳でございます。

5番

いや、解りました。その35,000-という  
基礎は何でございましょうか。上積み  
した額は、教育費の内容を解らないう  
り上積みした額というものは、適正であ  
るか、解らないう訳です。教育基準財政



需要額に基<sup>て</sup>の算定額に35,000-  
を加えた。その35,000-は、今までの  
算定額では、教育費は賄<sup>え</sup>ない<sup>ので</sup>  
これだけは上積み<sup>し</sup>よう、しかしその上  
積みしたその額、自体がどう<sup>いう</sup>面  
に何<sup>て</sup>て<sup>る</sup>のか<sup>という</sup>市として、  
別に<sup>な</sup>い<sup>誤</sup>ですか、ただお上げ<sup>る</sup>と  
いうだけですか。

市長  
教育委員会の希望と<sup>な</sup>り<sup>ま</sup>す<sup>は</sup>、  
数字ははっきり<sup>き</sup>めて<sup>お</sup>り<sup>ま</sup>せんか、  
50,000-<sup>い</sup>くら<sup>か</sup>要求<sup>し</sup>て<sup>お</sup>り<sup>ま</sup>す、<sup>い</sup>か  
<sup>ん</sup>市としてその予算が<sup>は</sup>っきり<sup>き</sup>ず<sup>き</sup>  
に届<sup>い</sup>て<sup>お</sup>り<sup>ま</sup>せん<sup>ので</sup>、貴方が<sup>は</sup>  
なるべく市の教育委員会として、各  
学校の事業費を重点的に<sup>お</sup>いて<sup>く</sup>れ  
と、市としてその予算は貴方が<sup>は</sup>の要求  
通りは<sup>あ</sup>つか<sup>い</sup>から<sup>で</sup>きるだけ、これ  
では大丈夫<sup>と</sup>いう、通<sup>る</sup>と、お互<sup>に</sup>  
話し合<sup>い</sup>が<sup>決</sup>する<sup>額</sup>を出<sup>し</sup>て<sup>く</sup>れ  
と申し上げた<sup>誤</sup>で<sup>ご</sup>ざ<sup>い</sup>ます。

5番  
非常に微妙<sup>な</sup>に<sup>決</sup>した<sup>額</sup>と<sup>い</sup>は  
市長は、教育委員会<sup>で</sup>意見<sup>が</sup>一致  
した<sup>場合</sup>に<sup>議</sup>会に<sup>意</sup>見<sup>を</sup>出<sup>す</sup>  
す、<sup>権</sup>限<sup>が</sup>ご<sup>ざ</sup>い<sup>ま</sup>す、だから<sup>議</sup>会と



17. 今どれだけ適正であるのか解り  
ません。法に定められた基準財政  
額であるならば、なほどうなるか  
です。1か12のうちに上積みした額  
その前に教育予算の内容も検討し  
ないままでは、市一般財政源の負  
担というは、非常に適正であるか、適  
正でないか、非常に我々は審査がま  
よう誤でござります。いや、参考のため  
に沖根全体でもよろしゅうござ  
ります。中都市町村でもよろしゅうござ  
ります。どれ位の額が宜野湾市は  
対象になつてゐるか、今の上積み額  
も必要であるならば、その上積み額  
が子供達の頭数でもよろしい。或  
は施設面、その他何でもよろしい。さ  
う資料があるかどうか。

#### 助 設

さういふ資料は今現在もってありま  
せん。これは過去の大体、慣例と  
しては、財政需要額に10,000ドル  
というふうに一応過去2〜3年やっ  
てきて、そして財政源が又ゆきな  
らば又追加更正をとるというこ  
とで、理年法は相当の額、追加更正  
して、上積みされております。過去の  
さういふ財政需要額に対する上積  
みの割合、比率といたしますが、さういふ



は、教育委員会が過去まとめたものは  
中部が12%とか、8%というふうな  
資料が前に出されておりました。こ  
れは毎年違うことでありまして、これは  
予算が成立する後、その実績をまと  
めていた資料が得られませんでした。現  
年度に対してもいこうなっているかは、そ  
ういう資料はまだ持っておられません。

5番

1か1.5かという現在、どの市町村で  
予算議会でございます。我々が上  
積みした額は、中部地区でどの位  
になっているんだということは解らな  
くすやいかんと思っております。これはまだ  
やっておられませんか。

助役

現年度については、まだ調査してあり  
ません。

5番

いや、議会の最終日までに資料を  
出して頂きたい。できますか。

助役

はい。



5番

以上です。

都計課長

先きの8番議員さんの対する答え  
いたします。本年70年度は10件なっ  
てあります。

8番

延長に17どの位"ですか。

都計課長

延長13と、計と5なくちや"けま  
せんのて。

8番

10件するのに委託料は"くら"かかっ  
てあります。

都計課長

7,750ドルです。

8番

10件で7,000ドル、予想として市内  
に何件位"あります。

都計課長

延長も申し上げると、4,039mです。



8 番

4,000 円で 2,000 ドルも つかえるんですか。

都計課長

前に 予算説明資料を上げてあり  
ますが、それで 全部内訳は入ってあり  
ます。

8 番

2,000 ドルで 4,000 円 しか。

都計課長

はい。

8 番

この委託の会社は。

都計課長

委託会社は、ちょっと 覚えておろし  
て人か。後で 答えていたかと思  
います。

8 番

こういうのは、すぐどこの会社に委託  
したということは、はい、覚えておけば  
調べて下さい。

都計課長

はい。



議長

休憩いたします（10時43分）

再開いたします（10時44分）

議長

以上もつて、本日の日程が全部  
終了いたしましたので、本会議を終ります。  
尚、次の本会議は、明後日6月29日  
月曜日午前10時から再び本会議  
を開きます。大変御苦労さんであ  
りました。

散会（10時45分）